

住民税非課税世帯等の皆さんへ

臨時特別給付金申請書を郵送

問い合わせ

臨時特別給付金
コールセンター ☎0570-000-653
受付時間:午前9時～午後6時(毎日)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)が届いた人
9月30日(金)までに申請を

令和3年1月2日以降に草加市に転入した人で対象者と思われる皆さんへ、2月下旬に申請書を発送しました。
申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて返送してください。

❗ 申請書が届いていなくても、次の人は対象者となる場合があります。
対象に該当すると思う人は、コールセンターへ相談を。 ※申請が必要です

①家計急変世帯

新型コロナウイルスの影響を受け令和3年1月以降に家計が急変し、住民票に記載されている人全員の収入や所得が非課税世帯と同等の事情にあると認められる世帯

②配偶者からの暴力(DV)等を理由に草加市へ避難している人

配偶者からの暴力等を理由に草加市に避難し、住民票を草加市に移すことができない人で、住民税非課税世帯(令和3年度分)または家計急変世帯に該当する場合

いずれも9月30日(金)までにコールセンターへ連絡または市ホームページ(QRコード)で申請書入手し、必要書類を添えて〒340-8550臨時特別給付金室へ郵送してください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書が届いている人
4月30日(土)までに返送を

確認書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて返送してください。

⚠ 詐欺にご注意を!

- 市職員がATM操作のお願いや手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。
- 市職員や内閣府から世帯構成や銀行口座の情報を聞くことはありません。
- 不審な電話や訪問者、郵便物があつた場合は、迷わず最寄りの警察署または警察相談専用電話(☎#9110)へ連絡を。

オリジナル啓発
動画公開中



草加市防犯啓発キャラクター
「子どもボリス のり夫くん」

臨時特別給付金室 ☎922-0182

4月1日(金)から
漸草庵
利用内容を拡大

草加市文化会館
☎931-9325 ☎936-4690



多くの皆さんに利用してもらえるように、使用用途と対象者を拡大します。詳しくは、草加市文化会館ホームページ(QRコード)で。



▲草加市文化会館
ホームページ

その1 使用用途を拡大

日本文化振興の場としての用途の幅を広げます。また、結婚式や七五三等の撮影場所としても利用できるようになります。

- ・利用の際は利用日前日までに利用内容等の事前打ち合わせを。
- ・以下の用途以外の利用も相談可能です。

現在

茶道、華道、着付け、短歌、俳句、書道、和楽器(三味線・琴ほか)、詩吟、謡曲、日本舞踊、能、狂言等

4月1日から

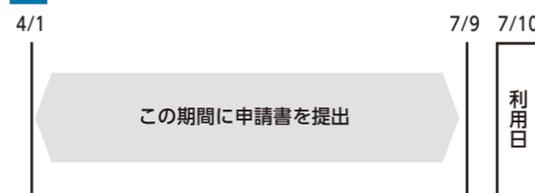
落語、講談、書、文学、絵画の展示、瞑想、童謡、日本の曲のコンサート、撮影場所(結婚式、成人式、七五三等)等

その2 対象者を拡大、市外の人にも利用可能に

■市民優先のため、受付開始日が異なりますので注意してください。

対象	予約開始日
市内在住者	利用日の6か月前の月の1日から
市外在住者	利用日の3か月前の月の1日から

例 市外在住者が7月10日に利用したい場合



▲松の間(8帖)

■予約方法

草加市文化会館窓口または電話で。電話の場合は予約した日から7日以内に同窓口での手続きを。なお、まんまるよくシステムから予約はできません(空き状況の照会は可)。



ひとり親家庭のお母さん、お父さんの資格取得を応援します

○高等職業訓練促進給付金 ○自立支援教育訓練給付金

■受講開始前・入学前に子育て支援課へ。☎922-1476 ☎922-3274



ひとり親家庭のキャリアアップのための資格取得費用の補助や長期にわたる資格取得のための給付金。いずれも支給には事前審査があります。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、調理師など、就労に結びつきやすい資格を取得する際に、就学中の生活費等の一部を支給します。

■条件 1年以上の過程を修了し、その資格取得が見込まれること。就労しながら資格取得を目指す場合は、通信制も対象です。

■対象 次の全てを満たす場合

- ①20歳未満の子を養育するひとり親家庭等の親で児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある。
- ②求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法の教育訓練支援給付金等を受けていない。
- ③過去に高等職業訓練促進給付金の交付を受けたことがない。

■支給月額

- ・非課税世帯 10万円(最終学年の12か月間は14万円)
- ・課税世帯 7万500円(最終学年の12か月間は11万500円)

■支給期間 4年を限度に修業する全期間

入学金等の修学準備費用を貸し付ける県事業(限度額50万円。連帯保証人が要る場合は無利子、条件により返済免除)もあります。

自立支援教育訓練給付金

医療事務、介護職員初任者研修など、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した人に、費用の一部を支給します。

■事前確認

申請前にハローワークで教育訓練給付金の受給資格を確認することが必要です。対象講座は厚生労働省ホームページ(QRコード)で検索することができます。

■対象 次の全てを満たす場合

- ①20歳未満の子を養育するひとり親家庭等の親で児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある。
- ②訓練を受けることが就職やキャリアアップに必要と認められる。
- ③過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない。

■支給月額

受講費用の60%(上限20万円。受講費用は2万円超であることが条件。雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がある場合は差額支給)

※受講する講座により支給額等が変わる可能性があります。詳細は問い合わせてください。

厚労省
HP

